

PwC Tax Insight (No.21/2017)

労働者保護法改定に関する最新情報

Issue 13 September 2017

pwc

.....
労働者保護法改定に関する最新
情報をお届けします。
.....

2017年9月1日より労働者保護法の改正(第6号)B.E
2560(2017)が施行されました。

1.退職について:

改定法においては退職年齢が60歳と定められました。
また、従業員に過失がない解雇と同様に、退職時には
雇用者は退職者に退職金(解雇手当)を支払わなければ
なりません。

今後は、就業規則や雇用契約で退職年齢を設定して
いない、あるいは退職年齢を60歳以上に設定している
場合は、60歳に達した従業員は雇用契約を解消する
権利があり、また勤続年数に応じた退職金の支払いを
受ける権利があります(注1)。退職金は勤労年数10年
の場合、現行法上は直近の月給の10カ月分が上限とな
ります。

退職者に退職金を支払わない法人には6カ月以下の禁
固刑または(および)10万バーツ以下の罰金が科せられ
ます。退職金の支払いの指示を出さなかった取締役や
関係者にも罰則が科せられます。

2.就業規則について:

改定後の法律では、就業規則規則の公表を電子掲示
板を通じて行うことを認めています。これにより、従業員

が必要に応じて就業規則に容易にアクセスすることができるようになります。

国家平和秩序評議会の命令により関係機関への就業規則の提出要求は既に削除されているため、労働者保護法の改定と合致します。しかし、従前の法律では雇用者は従業員に対して、就業規則の変更を7日以内に公表しなくてはならないと定められていましたが、改定法では変更の公表について日数の規定はありません。

3.最低賃金について:

国家賃金委員会は、特定の地域、業種、労働内容、労働者(学生、身体障害者、高齢者等)により最低賃金を柔軟に設定することを認めています。しかし、いかなる場合でも、現在規定されている法定最低賃金を下回ってはなりません。

上記の改正法は既に施行されています。タックスインサイト#19でもお知らせしたように労働者保護法の他の法案は関係当局と国家立法評議会が検討中です。

今後進捗がありましたら皆様にお知らせいたします。

(注1) この規定は、60歳以下に退職年齢を設定している会社の退職年齢を引き上げるための規定ではありません。退職規定がないまま、老年まで働かされている労働者を救済する規定です。したがって、60歳以下に退職年齢を設定している会社は、影響を受けません。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers

(Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666

Vunnipa Ruamrangsri
Anuwat Ngamprasertku
Phi Ploenbannakit
Thanakorn Busarasopitkul

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志(0 2844 1157/Mobile:08 18220338) atsushi.uozumi@th.pwc.com

武部 純 (0 2844 1209/Mobile:08 48747425) jun.takebe@th.pwc.com

桑木 愛子(0 2844 1186/Mobile:08 18633101) aiko.kuwaki@th.pwc.com

熊崎 裕之(0 2844 1269/Mobile:08 845554601) kumazaki.hiroyuki@th.pwc.com

名賀石 樹 (0 2844 1366/Mobile:09 2249 0014) tatsuki.nakaishi@th.pwc.com

山本 真弓(0 2844 1380/Mobile:09 8481 0385) mayumi.yamamoto@th.pwc.com

松下駿太郎(0 2844 1466/Mobile:09 82821372) matsushita.shuntaro@th.pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号：(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。

© 2017 PwC. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

At PwC Thailand, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 157 countries with more than 223,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at www.pwc.com/th.